

◆改善事例★ タメニー株式会社に対する申入れ

事業者名；タメニー株式会社

事業内容；披露宴や結婚式二次会のコーディネート等

申入対象；二次会のキャンセル規定

対象条文；消契法9条1号

申入開始日；2021（令和3）年12月21日

申入終了日；2022（令和4）年12月20日

	Cネット東海の主な申入れ内容	タメニーの回答（結果）
1	<p>二次会のキャンセル規定 内容は別記①のとおり</p> <p>◆申入れ内容 開催 59 日前以降のキャンセル料について、生ずべき平均的な損害の額を超えない額とするよう見直しを求めた。</p> <p>◆申入れ理由 利用者が、開催 59 日前以降に解約した場合、「オプション料金」及び「プラン料金」の 70 パーセント以上もの違約金が発生するとされているが、たとえば開催 1 月半前に解約があった場合、司会を含む当日の人件費、準備の必要がなくなった（あるいは流用可能な）資材や景品分など、支出（損害）を免れるものも多いと思われるので、「オプション料金」及び「プラン料金」の 70 パーセントもの損害が発生するとは思われない。開催 29 日前以降の解約の場合も同様に、80 パーセントから 100 パーセントもの損害が発生するとは思われないため。</p>	<p>別記②のとおり、違約金額に対応する時期的区分について、開催日からどれだけ前の日付なのかで区分するのではなく、タメニー社がおこなった業務内容に応じて区分することとなった。</p>

【別記①】

第24条【中途解約】

- 1 契約締結後にパーティーをキャンセルする場合には、下記に定める所定の日数に応じた手数料を乙に支払うことで、パーティーのキャンセル申し入れ（以下、「解約申し入れ」という）をすることができます。

【手数料一覧】

申込み日から～開催180日前まで	会場・関係事業者キャンセル料+15,000円
------------------	------------------------

開催179日前～開催60日前まで	会場・関係事業者キャンセル料+30,000円
開催59日前～開催30日前まで	会場・関係事業者キャンセル料+オプション料金の70%+プラン料金の70% (80シンプルプランの場合は80スタンダードプランにて算出致します)
開催29日前～開催14日前まで	会場・関係事業者キャンセル料+オプション料金の80%+プラン料金の80% (略)
開催13日前～開催2日前まで	会場・関係事業者キャンセル料+オプション料金の90%+プラン料金の90% (略)
開催前日～開催当日	会場・関係事業者キャンセル料+オプション料金の100%+プラン料金の100% (略)

2 以下略

【別記②】

第24条【中途解約】

- 1 契約締結後にパーティーをキャンセルする場合には、下記に定める所定の日数に応じた手数料を乙に支払うことで、パーティーのキャンセル申し入れ（以下、「解約申し入れ」という）をすることができます。

【手数料一覧】

申込み日から～担当確定（挨拶）前まで	実費総額+30,000円
担当確定（挨拶）後～招待客リスト提出期日前まで	実費総額+プランプロデュース料金の50%
招待客リスト提出期限後～最終打ち合わせ前まで	実費総額+プランプロデュース料金の80%
最終打合せ後～開催2日前まで	実費総額+プランプロデュース料金の90%
開催前日～開催当日	会場・関係事業者キャンセル料+プラン料金の100%+オプション料金の100%

2 以下略